

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目：連携の具体例）

- グローバル基準に基づいたサプライチェーン全体のものづくり技術や品質の向上に向けて、当該分野の専門技術者を継続的に派遣し、協働で改善に取り組みます。
- 当社は「オムロン健康経営宣言」に基づき健康経営を推進するとともに、社会全体の健康増進にも寄与するべく、当社が参画し、代表幹事を務める健康経営アライアンスなどの取組を通じて、知識や実践ノウハウを広く提供してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請け代金は支払サイト60日を基準とします。継続的に関連法令を遵守し、将来的に現金支払いの比率を高めるように努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納

期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

オムロングループが目指す、事業を通じた社会的課題の解決に向けて、中小企業のパートナー様をはじめ広くオープンイノベーションによる技術革新を進めることで、共存共栄を目指します。

2020年8月19日

(2023年6月23日 代表者変更による更新)

(2023年10月13日更新)

オムロン株式会社 代表取締役社長CEO 辻永 順太